

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 総合政策部 税務課

① 監査の期間 令和 7 年 1 月 29 日から  
令和 7 年 3 月 26 日まで

② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 7 年 2 月 12 日（監査委員事務局）
- 備品検査 令和 7 年 1 月 29 日（税務課）
- 監査講評 令和 7 年 3 月 26 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における税務課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

今回の監査において指摘事項とするものは認められなかった。

財務事務及び文書事務に関しては、契約書締結伺の内容が適切でないもの、再委託に際しての審査・承認に関する根拠の確認や内容が適切でないものなど文書作成過程での確認が十分ではないものが見られた。

備品管理については、適切に管理されていることが確認できた。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされたい。

なお、税務課については、専門性が高く、また、独自のシステムでの業務処理が主体となることもあり、行政職員の業務の基本となる契約や支払いなどの財務事務、文書の收受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への財務規則や契約規則、財務会計マニュアル、文書管理システムや事務代決及び専決規則など基本的な事務処理に必要な関係法令などの理解を深めるため、職場研修の実施を検討されるよう申し添えるものである。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」、地方財政法第4条第1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と最少経費原則が規定されており、予算執行にあたってはその経済的妥当性について、常に比較検討を行うなど事業に対するコストコントロールを行わなければならないとされる。

今後、本市の財政状況は厳しさを増していくことが予測される中、引き続き適正な課税・収納事務の推進と税収確保を期待するものである。